

子ども・子育て支援法第61条に基づく計画

① 教育・保育施設等の量の見込みと確保量

認定こども園、幼稚園、保育所等の5年間の利用見込み量と利用見込み量に対する確保方策（定員）

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

学童保育、子育て支援センター、病児保育、一時保育、延長保育、妊婦健康診査等国が定めた子育て支援13事業の利用見込み量と確保策

